

福島県 飯舘村

(基本方針)

インフラ（道路、水道、集落排水等）については、村の復興に必要な社会基盤であり早急に復旧をしなければならない。村では、避難をするまでの間に道路、水道、集落排水等は応急的に復旧をし、一時帰宅等で必要な最低限の生活基盤は整っている状況にある。

しかし、今後帰村に向けては不十分であり、仮復旧から本復旧、村道の通行止めの解除、各施設の調査・復旧を計画的に進める。また、施設再開に向けては施設をどう維持するかという視点も含め対応し、施設再開に向けた復旧・維持管理に努める。

また、復旧工事を進めるにあたり、原発事故に伴う放射能に汚染された表土やガラ等の処分についての課題解決も必須である。

1. 河川

河川については、平成23年4月に計画的避難区域に指定され全村避難を余儀なくされたため、地震による詳細な被害の把握ができていない。今後、周辺の除染作業の工程にあわせ線量の減衰を見極めながら現地調査を行い、被害があれば復旧していくこととする。(普通河川：村、二級河川：県)

2. 上水道

水道施設については避難をする前に漏水等の修繕を行っており、一時帰宅で必要とされる最低限の機能は確保している。4箇所に施設が分散しているが、施設は支障なく稼働し、水質検査等に異常もない。しかし、漏水が疑われる配水量があり、平成25年度中に本格的な漏水調査を行った後に、復旧工事に着手する。

村民の一時帰宅を支えるにも、漏水調査や水質調査、冬期間の漏水対策に万全を期し、村民の帰村に向けて対応する。

3. 下水道（農業集落排水）

農業集落排水施設については、避難をする前にマンホールの段差や管路上部の路面の陥没などは応急復旧を行っている。2箇所施設は稼動しており、必要な最低限の機能は確保している。

一時帰宅への対応は確保しているが、全村避難により排水の使用頻度が少なく極端に汚泥量が少ない状況にあるため微生物の死滅が懸念される。

また、震災後本格的な管路調査を行っておらず、管路破損を疑う不明水が流入しており更には管路上部の陥没も新たに発生しているため平成 25 年度中に本格的な管路調査と設計を行った後に復旧工事に着手して村民の帰村に向けて対応する。

4. 道路

【村管理道路】

道路については、避難をする前に応急復旧を行っており最低限の機能は確保している。村民の一時帰宅を支えるにも、仮復旧の箇所や通行止め箇所の復旧を計画的に進め、村民の帰村に向けて復旧を進める。

村道大火比曾および岩部線は、平成25年度は仮復旧のための定期パトロールを行い、平成26年度で調査・設計、平成27年度復旧を目指す。

村道小滝大倉線は、平成25年度後半に調査・設計を実施し、平成26年度で山の覆工工事、平成27年度は災害防除工事を予定する。

村道小宮風兼線、佐須久保田線および八和木荒屋敷線は、平成25年後半に調査・設計を実施し、平成26年度復旧を目指す。

5. 農地・農業用施設

農業用施設については、計画的避難区域に指定され全村避難を余儀なくされたため、地震による詳細な被害の把握ができていない。また、避難により維持管理が十分にできないことから排水の詰りなどによる新たに災害が発生している。

農業用施設の地震による被災箇所として現在把握しているのは、ため池堤防の破損で5箇所（中迫ため池、堂の入ため池、大火ため池、八木沢ため池、大宮ため池）となっている。

復旧は放射性物質拡散防止のため本格的な復旧ができない状況であり、当面最低限の被災拡大防止のために、土砂流失防止、排水対策を実施する。

6. 文教施設・村有施設

文教施設や村有施設については、震災後目視による調査により被害状況は把握しており、一部復旧をした箇所や施設はあるものの、全てが復旧した状況にはない。また、震災による影響で雨漏りをしている施設もあり、施設を維持するためには早急な復旧をしなければならない。

草野小学校については、大規模改修の計画が進められており実施設計まで完了しているが、学校施設再開に向けて平成26年度に計画見直しも含めて復旧を進める。

飯舘村公民館については、建替えの計画が進められており基本設計まで完了している。施設再開に向けて震災後の計画見直しも含め平成25年度中に調査・設計・解体を行い、平成26年度に改築を行う。

柔剣道場は、平成25年度に調査・設計・解体を予定し、大倉体育館は平成25年度復旧を目指す。

その他の施設についても施設の維持や再開に向けて、平成26年度より順次、調査・設計を行った後に復旧工事に着手し、村民の帰村に向けて対応する。

7. 公営・村営住宅

公営・村営住宅については、震災後目視による調査により被害状況は把握しており、一部復旧をした箇所や施設はあるものの、全てが復旧した状況にはない。公営・村営住宅の入居者は一部退去した方は居るものの家財等を残した状態で避難をしている。公営大森住宅、村営飯樋住宅ともに平成26年度調査着手を予定する。

村民の帰村に向けては住宅政策が重要な位置付となることから、被災した住宅も含め住宅政策を再構築する必要がある。

8. 除染

平成 24 年 5 月に策定された「特別地域内除染実施計画（飯舘村）」に基づき、事業を実施。

（参考）

<特別地域内除染実施計画（飯舘村）>

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/josen-area_p-iidate.pdf

9. 災害廃棄物処理（対策地域内廃棄物処理）

① 災害廃棄物発生状況

- ・これまでの現地踏査で被災家屋の状況を確認。

② 事業実施予定

- ・住民の帰還の妨げにならないタイミングで、着実に対策地域内廃棄物を処理する。

※地権者及び周辺住民のご理解とご協力が必須となる。

③ 平成24年度における成果

- ・国の直轄事業内容について、村との調整を実施。
- ・仮設焼却炉に係る地元説明を実施。

④ 平成25年度の成果目標

- ・仮置場の設置。
- ・国による解体が必要な家屋の解体・撤去。
- ・家の片付けごみの回収。
- ・仮設焼却炉の設置。

国の直轄処理については、平成25年夏ごろを目途に全体の処理見通しを明らかにする。

事業	整備主体	被災/稼働状況	H24年度に実施したこと(成業)	H25年度に実施すること(目標)	H25年度				H26年度				H27年度				H28年度以降	備考・ポイント等
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
住宅																		
公営大森住宅	村	・平屋戸建て1戸 (築S31年) 建物中央部で柱を支えている土台が腐っており地震の影響により柱が下がってしまい建物全体として中央部が下がっている状況となっている。 入居者が家財等を残したまま避難している。	未調査															
村営飯樋住宅2棟	村	(飯樋小学校裏) 村営住宅基礎の亀裂。法面側で不均一に地盤が下がり基礎に亀裂が入り基礎自体がへこの字になっている状況である。 入居者が家財等を残したまま避難している。	未調査															
除染																		
先行除染	国	実施済み	事業の実施	—	●	→												草野東工区、継続事業所等
特別地域内計画	国	H24年5月 特別地域内除染実施計画策定	計画の策定及び事業の実施	事業の実施	●	→												
仮置場	国		選定作業及び確保	選定作業及び確保	●	→												
災害廃棄物																		
対策地域内廃棄物処理	国	これまでの現地踏査で被災家屋の状況を確認	・国の直轄事業内容について、村との調整を実施 ・仮設焼却炉に係る地元説明を実施	・国による解体が必要な家屋の解体・撤去 ・仮設焼却炉の設置 等														国の直轄処理については、夏頃を目途に全体の処理見通しを明らかにする。

※本工程表に記載の内容については軽微な修正を行う場合があります。